安高農委公示第２号

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 22 条の２第２項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について２分の１以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第 22 条の３の規定により、広島県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和５年９月２６日

安芸高田市農業委員会
会長　田 中　秀 之

記

1　共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積（㎡）	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	借賃の相手方	方法
安芸高田市吉田町常友字仲租郷 389 番 1	田	350	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25. 12. 31	—	農事組合法人えーのー	—
安芸高田市吉田町常友字仲租郷 389 番 2	田	980	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25. 12. 31	—	農事組合法人えーのー	—
安芸高田市吉田町常友字仲租郷 389 番 3	田	1, 530	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25. 12. 31	—	農事組合法人えーのー	—
安芸高田市吉田町常友字仲租郷 389 番 4	田	1, 468	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25. 12. 31	—	農事組合法人えーのー	—
安芸高田市吉田町常友字仲租郷 389 番 5	田	490	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25. 12. 31	—	農事組合法人えーのー	—
安芸高田市吉田町常友字仲租郷 389 番 6	田	280	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25. 12. 31	—	農事組合法人えーのー	—

2　この公示は、１の共有者不明農地等について２分の１以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3　当該共有者不明農用地等について、１及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4　当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して２か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書（様式第５号）に当該農用地等についての権原を証とする書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は３に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5　不確知共有者がこの公示があった日から起算して２か月以内に異議を述べなかった場合には、第22条の４の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6　当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下の通り。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合には、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。

※　６については、農地中間管理事業の推進に関する法律第８条第３項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2) ～ (5) については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること

様式第１５－１号　　※財団記入欄　令和　5　年度　　号　　(貸付希望者→市町→財団)

農用地利用集積等促進計画（案）

年　月　日

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団は，農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める。

農用地利用集積等促進計画に同意します。

1. 農用地利用集積等促進計画各筆明細

担当委員氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

整理番号					
	利用権の設定を受ける者の氏名及び住所（Ａ）	住所	〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号	氏名又は名称	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長　池田　浩二　同意印
	利用権の設定をする者の氏名及び住所（Ｂ）	住所	〒	氏名又は名称 上記代理人	同意印

利用権を設定する土地（Ｃ）			設定する利用権（Ｄ）								利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係（Ｅ）	利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F)			
所在地（市，区，町，大字，字，地番）	現況地目	登記簿面積（現況面積）（㎡）	利用権の種類	内容	始期	存続期間（終期）	借賃年額	借賃の支払方法	備考			住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印
安芸高田市吉田町常友字仲租郷389番1	田	350 (332)	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25.12.31	—	—						
安芸高田市吉田町常友字仲租郷389番2	田	980 (930)	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25.12.31	—							
安芸高田市吉田町常友字仲租郷389番3	田	1,530 (1,453)	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25.12.31	—							
安芸高田市吉田町常友字仲租郷389番4	田	1,468 (1,394)	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25.12.31	—							
安芸高田市吉田町常友字仲租郷389番5	田	490 (465)	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25.12.31	—							
安芸高田市吉田町常友字仲租郷389番6	田	280 (266)	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25.12.31	—							
以下余白		( )												
		( )												
合計		筆	登記簿面積（現況面積）			5,098 (4,840)								

様式第１６－１号

※財団記入欄 | 令和　５　年度　　号

☐賃借権等の再設定
☐定款変更なし
☑農地所有適格法人

（借受希望者→市町→財団）

農用地利用集積等促進計画（案）

令和 ５ 年　月　日

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団は，農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める。

農用地利用集積等促進計画に同意します。
１．農用地利用集積等促進計画各筆明細

権利の設定を受ける者の氏名及び住所（A）	住所	〒	氏名又は名称	農事組合法人えーのー 代表理事組合長　新川　文雄　同意印
権利の設定をする者の氏名及び住所	住所	〒730-0051 広島市中区大手町四丁目２番１６号	氏名又は名称	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長　池田　浩二　同意印

権利を設定する土地（B）			設定する権利（C）						備考
所在地（市，区，町，大字，字，地番）	現況地目	登記面積（現況面積）（㎡）	種類	内容	始期	存続期間（終期）	借賃年額	借賃の支払方法	
安芸高田市吉田町常友字仲租郷389番1	田	350（332）	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25.12.31	—	—	
安芸高田市吉田町常友字仲租郷389番2	田	980（930）	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25.12.31	—		
安芸高田市吉田町常友字仲租郷389番3	田	1,530（1,453）	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25.12.31	—		
安芸高田市吉田町常友字仲租郷389番4	田	1,468（1,394）	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25.12.31	—		
安芸高田市吉田町常友字仲租郷389番5	田	490（465）	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25.12.31	—		
安芸高田市吉田町常友字仲租郷389番6	田	280（266）	使用貸借権（無償）	水田	公告日の翌日	R25.12.31	—		
以下余白		（　）							
合計		6筆	登記簿面積 5,098㎡（現況面積 4,840㎡）				0円		